**公務・通勤災害認定請求に係る必要書類と注意点**

* 本チェックリストは提出する必要はございません。各所属で適宜ご使用ください。

☆・・・必須書類

★・・・被災状況に応じて必要な書類

**１．共通資料**

　事案の内容に関わらず必要な資料です。

|  |  |
| --- | --- |
| 必　要　資　料 | 注　意　点 |
| ☆公務・通勤災害認定請求書（公務・通勤で様式が異なる） | □ | 共済組合員証は「記号番号」を記載する。 |
| □ | 傷病名は診断書に合わせる。 |
| □ | 災害発生状況は、いつ、どこで、誰と、どういう仕事を、どのように行っていて、どの部位を、どのように負傷したか及び医療機関の受診状況（初診日や転医している場合は転医日・転医先）を記載する。 |
| □ | 所属部局の長の証明を記載する。（※日付は請求年月日以降の日付） |
| □ | 所属部局の長の証明を記載する。（※日付は所属部局の長の証明日以降の日付） |
| □ | 任命権者の意見欄の区分番号を記載する。 |
| ☆診断書 | □ | 傷病名、初診日、療養見込期間の記載がある　(療養見込期間はその時点で分かる範囲でよい) |
| □ | 写しの場合、療養補償の対象とならない。 |
| ☆災害現認証明書 | □ | 本人以外の第三者が記載する。現認者がいる場合は現認者が、現認者がいない場合は報告を受けた上司等が記載する。 |
| □ | 現認者が従事中の用務は、記載した者が報告を受けた際何をしていたかを記載する。 |
| ☆災害発生現場見取図 | □ | 被災職員、現認者に位置を明示する。周辺の施設も明示する。 |
| ☆災害発生状況図 | □ | 受傷部位、受傷の状況が具体的に分かる絵図を描画する。 |
| ☆出勤簿 | □ | 災害発生日を含む月の出勤簿であること（勤務形態が確認できるものであること） |
| ★既往病歴報告書 | □ | 被災部位に病歴がある場合は記載する。（ない場合は提出不要） |
| □ | 【「腰痛」、「脱臼」、「心・血管疾患・脳血管疾患」の場合】提出必須である。（病歴ない場合でも提出必須） |
| ★通勤届の写し（通勤災害のみ） | □ | 経路及び方法が記載されたもの |
| ★通勤経路図（通勤災害のみ） | □ | 自宅、勤務先、被災場所を記載する |
| □ | 通常の通勤経路を赤色、被災当日の通勤経路を青色の実線で記載する。 |
| ★療養補償請求書（様式第６号）【要件に該当した場合のみ】 | □ | 以下要件を満たした場合に限り、同時に提出可能①認定請求時点で既に治療が終了している。②公務に起因する負傷であることが明らかである場合③病院を転医していない場合④非指定医療機関を受診している場合 |
| ★治ゆ報告書【要件に該当した場合のみ】 | □ | 要件は上に同じ※治ゆ報告書提出後は療養補償請求が出来なくなるため注意 |

**２．被災職員が令第一条職員に該当する場合**

　被災職員が令第一条職員（再任用短時間職員や常勤的非常勤職員等）に該当する場合は提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 必　要　資　料 | 注　意　点 |
| ☆人事発令通知書の写し | □ |  |
| ☆勤務時間通知書の写し | □ | 【常勤的非常勤職員に該当する場合のみ】被災職員の勤務時間が確認できるもの |
| ☆出勤簿（１年分） | □ | 【常勤的非常勤職員に該当する場合のみ】災害発生の日の属する月の前月から遡って１年分の出勤簿を提出する |

**３．出張、外勤中の負傷**

　　出張、外勤など勤務公署を離れて公務に従事していた際に発生した災害の場合、必要となる資料です。出張、外勤が近距離のものであっても提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 必　要　資　料 | 注　意　点 |
| ☆出張命令簿の写し | □ |  |

**４．時間外勤務中の負傷**

　　時間外勤務中、時間外勤務前後の通勤時に発生した災害の場合、必要となる資料です。

|  |  |
| --- | --- |
| 必　要　資　料 | 注　意　点 |
| ☆時間外勤務命令簿の写し | □ |  |

**５．交通事故**

　　交通事故（自損事故を含む）の場合、必要となる資料です。

|  |  |
| --- | --- |
| 必　要　資　料 | 注　意　点 |
| ☆交通事故証明書 | □ | 写しの場合、療養補償の対象とならない。 |

**６．第三者加害事案**

　　交通事故や殴打事件など、第三者の不法行為によって発生した災害である場合、必要となる書類です。

|  |  |
| --- | --- |
| 必　要　資　料 | 注　意　点 |
| ☆第三者加害報告書 | □ | 第三者の住所、氏名、保険加入状況について記載する |
| □ | 本人の保険加入状況について記載する |
| □ | 補償先行、示談先行どちらかを選択する |
| □ | 交渉の状況、今後の見通しについて記載する |
| ☆念書（兼同意書） | □ | 被災職員の押印必須なので注意する。 |
| ★補償先行申出書 | □ | 補償先行を選択した場合は要提出 |

**事案ごと個別具体的な審査が必要となりますので、ここにない資料の提出をお願いすることもあります。**